

奈良市公報

号外第 22号

平成 16年 11月 26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目次

奈良市実費弁償条例及び奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
奈良市クリーニング業法施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則.....	1
奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う議会の議員の定数についての協議書.....	12
奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議書.....	12
地縁による団体の認可.....	13
放置自転車等の保管.....	13
開発行為に関する工事の完了.....	13
放置自転車等の保管（3件）.....	13
督促状の公示送達（2件）.....	14
結核指定医療機関の指定.....	14
放置自転車等の保管.....	15
開発行為に関する工事の完了.....	15
放置自転車等の保管（2件）.....	15
開発行為に関する工事の完了.....	15
住宅市街地総合整備事業整備計画の承認.....	16
公 営 企 業	
奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程.....	16
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙人名簿からの抹消.....	16
教 育 委 員 会	
奈良市個人情報保護条例の規定により口頭により開示請求できる個人情報等.....	16
議 会	
行政調査特別委員会の設置及び委員の選任.....	17
行政調査特別委員会の委員長及び副委員長の当選.....	17

条 例

奈良市実費弁償条例及び奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 10月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 4号

奈良市実費弁償条例及び奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市実費弁償条例の一部改正）

第 1 条 奈良市実費弁償条例（昭和 23年奈良市条例第 52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「第 8 条第 5 項」を「第 8 条第 6 項」に改める。

（奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正）

第 2 条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例（昭和 35年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 5 号中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 17年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

（平成 16年 10月 19日 掲示済）

規 則

奈良市クリーニング業法施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 10月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 7号

奈良市クリーニング業法施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

（奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第 1 条 奈良市クリーニング業法施行細則（平成 14年奈良市規則第 19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（クリーニング所開設届等）」に改め、同条第 1 項中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 1 条の 3 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 省令第 1 条の 3 第 2 項に規定する届出書は、無店舗取次店営業届（別記第 1 号様式の 2）とする。この場合において、法第 5 条第 2 項の営業をしようとする者が法人であるときは、前項第 2 号の書類を提示しなければならない。

第 4 条の見出しを「（開設届出事項変更届等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

法第 5 条第 3 項の規定による変更の届出は、クリーニング所にあつてはクリーニング所開設事項変更届（別記第 3 号様式）により、無店舗取次店にあつては無店舗取次店営業事項変更届（別記第 3 号様式の 2）に

より行わなければならない。
第 5 条を次のように改める。
(廃止届)

第 5 条 法第 5 条第 3 項の規定による廃止の届出は、ク
リーニング所にあつてはクリーニング所廃止届(別記
第 4 号様式)に確認済証を添えて、無店舗取次店にあ
つては無店舗取次店廃止届(別記第 4 号様式の 2)に
より行わなければならない。
第 7 条を次のように改める。
(地位承継の届)

第 7 条 省令第 2 条の 2 第 1 項に規定する届出書は、ク
別記第 1 号様式中

「(1) 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の
氏名を記載した書類」

「(1) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又
は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両
番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

リーニング所にあつてはクリーニング所相続承継届(別記第 6 号様式)と、無店舗取次店にあつては無店舗
取次店相続承継届(別記第 6 号様式の 2)とする。

2 省令第 2 条の 3 第 1 項に規定する届出書は、ク
リーニング所にあつてはクリーニング所合併承継届(別記
第 7 号様式)と、無店舗取次店にあつては無店舗取次
店合併承継届(別記第 7 号様式の 2)とする。

3 省令第 2 条の 4 第 1 項に規定する届出書は、ク
リーニング所にあつてはクリーニング所分割承継届(別記
第 8 号様式)と、無店舗取次店にあつては無店舗取次
店分割承継届(別記第 8 号様式の 2)とする。

を
」

に

」

第 1 号様式の 2 (第 2 条関係)

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 並 び に 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)
本 籍
生 年 月 日
電 話

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	名 称		
	業 務 用 車 両	自動車登録番号 又は車両番号	
		保管場所	
		構造の概要	
	営 業 区 域		
	営 業 開 始 年 月 日	年 月 日	

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍	住所	氏名	生年月日	登録都道府県名	登録番号	*確認	
従事者数			人 (うちクリーニング師数 人)					
営業形態 (該当事項に印を記入)			1 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う。 2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。					

添付書類

届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

提示書類

届出者が法人であるときは、法人登記簿の謄本又は抄本

別記第 3 号様式中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。
第 3 号様式の 2 (第 4 条関係)

無店舗取次店営業事項変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり無店舗取次店営業に係る事項を変更したので、クリーニング業法第 5 条第 3 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	業 務 用 車 両	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
		保 管 場 所		
	名 称			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日		

添付又は提示書類 変更の事実を証する書面

別記第 4 号様式中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。
第 4 号様式の 2 (第 5 条関係)

無 店 舗 取 次 店 廃 止 届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり無店舗取次店を廃止したので、クリーニング業法第 5 条第 3 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	業 務 用 車 両	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
		保 管 場 所	
	名	称	
廃 止 年 月 日		年 月 日	

別記第 6 号様式中

「 (法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地並びに名称及び代表者の氏名) を削り、」

「(3) 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」を

「(3) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類」

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名」

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式の 2 (第 7 条関係)

無 店 舗 取 次 店 相 続 承 継 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日
被相続人との続柄 ()
電 話

次のとおり相続により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	業 務 用 車 両	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
		保 管 場 所	
	名	称	
被 相 続 人	住	所	
	氏	名	
相 続 開 始 年 月 日			年 月 日

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により無店舗取次店の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

別記第 7 号様式中

- 「(2) 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」を
- 「(2) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
- ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。」

第 7 号様式の 2 (第 7 条関係)

無 店 舗 取 次 店 合 併 承 継 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
電 話

印

次のとおり合併により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	業 務 用 車 両	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
		保 管 場 所	
		名 称	
合 併 に よ り 消 滅 し た 法 人	主 たる 事 務 所 の 地 所 在 地		
		名 称	
		代 表 者 の 氏 名	
合 併 の 年 月 日			年 月 日

添付書類

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の法人登記簿謄本
- (2) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

別記第 8 号様式中

「(2) 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」を

「(2) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名」

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 7 条関係)

無 店 舗 取 次 店 分 割 承 継 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
電 話

印

次のとおり分割により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	業 務 用 車 両	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
		保 管 場 所	
		名 称	
分 割 前 の 法 人		主 た る 事 務 所 の 地 所 在 地	
		名 称	
		代 表 者 の 氏 名	
分 割 の 年 月 日			年 月 日

添付書類

- (1) 分割により営業を承継した法人の法人登記簿謄本
- (2) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

第 2 条 奈良市保健所長事務委任規則(平成 14年奈良市規則第 58号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 18号ア中「開設届」の次に「及び同条第 2 項の規定による営業の届出」を加え、同号イ中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に、「クリーニング所の開設届出事項」を「届出事項」に改め、同号エ中「クリーニング所の」を削り、同号ク中「クリーニング所の営業の停止及び閉鎖の命令」を「営業停止処分等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 10月 25日 揭示済)

告 示

奈良市告示第 52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 18日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 111代表
(平成 16年 10月 18日 揭示済)

奈良市告示第 526号

奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う議会の議員の定数について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6 号)第 6 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき協議が成立したので、同条第 8 項の規定により、別紙のとおり告示します。

平成 16年 10月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成 14年 4 月 1 日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入することに伴う奈良市の議会の議員の定数について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。)第 6 条第 2 項及び第 5 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

平成 16年 10月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

月ヶ瀬村長 窪 田 幹 蔵

都祁村長 西 畑 勇

記

奈良市の議会の議員の定数は、合併特例法第 6 条第 2 項及び第 5 項の規定を適用し、奈良市の議会の議員の残任期間並びに合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、46人とする。

この場合において、合併特例法第 6 条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定を適用し、添上郡月ヶ瀬村の区域及び山辺郡都祁村の区域ごとに選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、各 1 人とする。

(平成 16年 10月 18日 揭示済)

奈良市告示第 52号

奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき協議が成立したので、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、別紙のとおり告示します。

平成 16年 10月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議書

平成 14年 4 月 1 日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入することに伴う農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。)第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

平成 16年 10月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

月ヶ瀬村長 窪 田 幹 蔵

都祁村長 西 畑 勇
記

月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会の選挙による委員で奈良市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第 8 条第 1 項の規定を適用し、6 人に限り、奈良市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き奈良市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(平成 16年 10月 18日 掲 示 済)

奈良市告示第 528号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 10月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 名称

今在家町自治会

2 規約に定める目的

本会は、3 に定める区域における住民相互の連携、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

- (1) 会員の親睦、学習活動および福祉その他相互扶助活動
- (2) 道路の清掃その他環境整備活動および行政団体への協力活動
- (3) 会員のためのスポーツレクリエーションその他各種イベント活動
- (4) 集会所等所有不動産の維持管理および会員に対する利用提供活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市今在家町全域と奈良市川上町 562番地から 600番地までの地域内全域とする。

4 事務所

奈良市今在家町 6 番地

5 代表者の氏名及び住所

松 石 憲 一

奈良市今在家町 6 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260条の 2 第 15項において準用する民法第 68条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

9 認可年月日

平成 16年 10月 19日

(平成 16年 10月 19日 掲 示 済)

奈良市告示第 529号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 19日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 19日 掲 示 済)

奈良市告示第 530号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 9 月 21日 奈良市指令都整開第 04A - 21号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 10月 20日 第 890号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市川上町 358番地の 3 の一部、358番地の 7、359番地の 5 及び 359番地の 6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市川上町 358番地

糸谷 宗嗣

(平成 16年 10月 20日 掲 示 済)

奈良市告示第 531号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 21日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 10月 21日 揭示済)

奈良市告示第 532号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 16年 10月 22日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 22日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 10月 22日 揭示済)

奈良市告示第 533号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 16年 10月 25日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 25日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 10月 25日 揭示済)

奈良市告示第 534号
平成 15年度市・県民税第 3 期分及び第 4 期分、平成 15年度固定資産税・都市計画税第 3 期分及び第 4 期分並びに平成 15年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。
なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。
平成 16年 10月 26日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 この督促状の発送年月日

市県民税 第 3 期分 平成 15年 11月 19日
第 4 期分 平成 16年 2月 19日
第 4 期分納期変更分 平成 16年 3月 18日
第 4 期分納期変更分 平成 16年 4月 20日
固定資産税・都市計画税
第 3 期分 平成 15年 12月 19日
第 4 期分 平成 16年 3月 18日
軽自動車税 全期分納期変更分 平成 16年 1月 16日
2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成 16年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 535号
平成 16年度市・県民税第 1 期分及び第 2 期分、平成 16年度固定資産税・都市計画税第 1 期分及び第 2 期分並びに平成 16年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。
平成 16年 10月 26日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 この督促状の発送年月日
市県民税 第 1 期分 平成 16年 7月 20日
第 2 期分 平成 16年 9月 21日
固定資産税・都市計画税
第 1 期分 平成 16年 5月 21日
第 2 期分 平成 16年 8月 19日
軽自動車税 全期分 平成 16年 6月 21日
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成 16年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 536号
結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。
平成 16年 10月 26日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
ひらおか内科クリニック	奈良市あやめ池南六丁目 3 - 36	平成 16年 10月 8 日

(平成 16年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 537号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 538号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 8月 18日 奈良市指令都整開第 04A - 22号

平成 16年 10月 22日 奈良市指令都整開第 04A - 22- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 10月 27日 第 891号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目 78番地の 30

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登美ヶ丘二丁目 3 番 15号

田中 貞子

(平成 16年 10月 27日 揭示済)

奈良市告示第 539号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 27日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 27日 揭示済)

奈良市告示第 540号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 28日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 28日 揭示済)

奈良市告示第 541号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 3月 23日 奈良市指令都整開第 03A - 58号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 10月 28日 第 892号

(2) 公共施設 平成 16年 10月 28日 第 377号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 65番地の 8 の一部、679番地、680番地の 1、680番地の 3、681番地、682番地の 1、682番地の 2、682番地の 3、683番地、685番地の 1、685番地の 2、686番地の 1、686番地の 2、687番地、688番地の 1、688番地の 2、688番地の 3、690番地の 2 の一部、690番地の 3 の一部、691番地の 3、693番地の 2、693番地の 3 の一部、693番地の 4、693番地の 5、693番地の 6、694番地・695番地の 1 合併、695番地の 2、696番地、697番地、698番地、699番地の 1、700番地の 2、701番地の 2、702番地の 4、702番地の 5、703番地の 4、713番地の 2、714番地の 2、715番地の 1、715番地の 2 の一部、2791番地及び 2792番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63号

三和住宅株式会社

代表取締役 小林 茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町 65番地の 8 の一部、679番地の一部、

682番地の1の一部、684番地の一部、685番地の1の一部、685番地の2の一部、686番地の1の一部、686番地の2、688番地の1の一部、690番地の2の一部、691番地の3の一部、691番地の3、693番地の2、693番地の3の一部、693番地の4、693番地の5、693番地の6、694番地・695番地の1合併の一部、695番地の2の一部、696番地の一部、697番地の一部、698番地の一部、700番地の2の一部、701番地の2の一部、702番地の4の一部、702番地の5の一部、703番地の4、713番地の2の一部、714番地の2の一部、715番地の1の一部、715番地の2の一部、279番地の一部及び279番地の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町 679番地の一部、682番地の1の一部、684番地の一部、685番地の1の一部、685番地の2の一部、686番地の2の一部、694番地・695番地の1合併の一部、696番地の一部、697番地の一部、698番地の一部、700番地の2の一部、701番地の2の一部、702番地の4の一部、702番地の5の一部、713番地の2の一部、715番地の1の一部、279番地の一部及び279番地の一部

(3) 公園

奈良市押熊町 684番地の一部及び688番地の1の一部

(4) 防火水槽

奈良市押熊町 684番地の一部
(平成 16年 10月 28日 揭示済)

奈良市告示第 542号

住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成 16年 4月 1日国土交通省住市発第 350号)第 6の規定により、住宅市街地総合整備事業整備計画が承認されましたので、同要綱第 8の規定により次のとおり、公示し、当該計画を奈良市建設部住宅課において公衆の縦覧に供します。

平成 16年 10月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 住宅市街地総合整備事業整備計画の名称
紀寺地区住宅市街地総合整備事業整備計画
- 2 住宅市街地総合整備事業整備計画の区域
奈良市東紀寺町一丁目及び三丁目
- 3 住宅市街地総合整備事業整備計画の面積
20.2ha

(平成 16年 10月 29日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 15号

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 10月 29日

奈良市水道事業管理者
職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 4号)の一部を次のように改正する

第 8条第 3項中「**鑄鉄管、硬質塩化ビニル管及び石綿セメント管**」を「**鑄鉄管及び硬質塩化ビニル管**」に改め、「石綿セメント管にあつては石綿セメント管用分岐サドルを」を削る。

附 則

この規程は、平成 16年 11月 1日から施行する。
(平成 16年 10月 29日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 90号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 16年 9月 30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 10月 20日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 16年 10月 20日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 16年 10月 20日 揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 14号

奈良市個人情報保護条例(平成 13年奈良市条例第 55号)第 20条第 1項の規定により口頭により開示請求することができる期間及び場所を次のとおり定めたので、奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成 14年奈良市教育委員会規則第 5号)においてその例によることとされる奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成 14年奈良市規則第 3号)第 9条の規定に基づき告示します。

平成 16年 10月 20日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

事務の名称	奈良市立中学校における奈良県立高等学校入学者選抜要項による学習成績一覧表の「各教科の学習の記録」
開示する情報	奈良市立中学校における奈良県立高等学校入学者選抜要項による学習成績一覧表の「各教

	科の学習の記録」 (平成 16年度第 3 学年分以降に限る。)
期 間	学習成績一覧表を県教育委員会へ提出した日 の翌日から当該年度の 3 月 31日までとする。
場 所	本人が在籍している各市立中学校

(平成 16年 10月 20日 掲 示 済)

議 会

奈良市議会告示第 21号

平成 16年 10月 15日の議会定例会において、行政調査特別
委員会を設置し、次のとおり委員を選任しました。

平成 16年 10月 18日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎

奥 田 正 治
三 浦 教 次
大 坪 宏 通
矢 野 兵 治
藤 本 孝 幸
山 口 裕 司
幾 田 邦 夫
松 村 和 夫
上 原 雋
峠 宏 明
和 田 晴 夫
高 橋 克 己
金 野 秀 一
岡 田 佐代子
原 田 栄 子
大 谷 督
船 越 義 治

(平成 16年 10月 18日 掲 示 済)

奈良市議会告示第 22号

平成 16年 10月 15日、次の者が行政調査特別委員会の委員
長及び副委員長に当選しました。

平成 16年 10月 18日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎

委 員 長 大 谷 督
副委員長 船 越 義 治

(平成 16年 10月 18日 掲 示 済)